

川崎汽船健康保険組合 人間ドック等利用規程

川崎汽船健康保険組合（以下「組合」という。）が保健事業として実施する人間ドック及び脳ドック（以下「ドック等」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

（目的）

第1条 このドック等は、被保険者及び被扶養者の疾病の早期発見・健康状態の確認を行なうことによって、各自の健康保持増進に寄与することを目的とする。

（実施医療機関）

第2条 このドック等の実施医療機関は次の通りとする。

- (1) 組合が直接契約する医療機関（以下「契約医療機関」という。）
- (2) 健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）との契約により指定された医療機関（以下「指定医療機関」という。）

（受診資格）

第3条 人間ドックの受診資格者は、35歳以上の組合の被保険者及び被扶養者とする。ただし、脳ドックの受診資格者は、45歳以上の組合の被保険者及び被扶養者とする。なお、ドック等を受診する者は、組合が保健指導等のために実施医療機関又は受診者本人よりドックの受診結果の提供を受けることに同意の上、受診するものとする。

（人間ドックの種類）

第4条 人間ドックの種類は一泊ドック、日帰りドック及び半日ドックとする。

（検査の内容）

第5条 人間ドックの検査の内容は次の通りとする。

組合と契約医療機関との契約又は健保連と指定医療機関との契約により定められた検査項目及びこれらに準じる検査項目とする。

なお、希望者については、乳がん検査、子宮がん検査、骨密度測定、前立腺がん検査、喀痰細胞診検査を含む。

（利用の手続き）

第6条 ドック等の受診方法は次の通りとする。

- (1) 受診希望者は受診希望日と利用病院を契約医療機関或いは指定医療機関から各自選択し予約するとともに事業所の担当者及び組合に申込書を提出する。

(2) 組合は、受診者の健診内容を希望病院へ確認した上で、
「人間ドック連絡票」又は「脳ドック連絡票」を受診者に発行する。

(3) ドック等の利用料金は組合から医療機関等へ直接支払う。

(ドック等への組合の補助金額)

第7条 ドック等への組合の補助金額は次の通りとする。

(1) 人間ドックへの組合の補助金額は3万円とする。

(2) 脳ドックへの組合の補助金額は2万円とする。

(ドック等への補助の回数)

第8条 人間ドックへの補助回数は、被保険者及び被扶養者それぞれについて
各年度1回とし、脳ドックへの補助回数は5年に1回とする。

(利用の取消及び変更)

第9条 契約医療機関又は指定医療病院で受診する場合において、利用者が何
らかの理由で利用を取消し、又は変更するときは速やかに組合或いは
各所属事業所担当者までに届出を行わなければならない。

2. 前号の規程による取消又は変更の届出がなく、契約医療機関又は指定
医療機関において料金が発生した場合には、その費用を利用者に負担
させることができる。
但し、事情やむを得ないと認められるときは、この限りではない。
3. 取消又は変更の連絡を受けた組合又は各所属事業所担当者は、速やか
にその旨を契約医療機関又は指定医療機関に連絡するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、別途組合会で定める。

附則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。